

令和4年度 指導主事要請訪問 実施要項

県教育庁島尻教育事務所

1 趣旨 校内研修等において指導主事等を派遣することにより、教師の各教科・領域等の授業力や指導力の向上を図る。

2 方針

(1) 小中学校共通

- ① 各学校の要請をもとに、指導主事等を校内研修、教科研修、中堅教諭等資質向上研修（以下中堅研）等に派遣する。
- ② 校内研修（小学校の代表授業、中学校の教科総合訪問）については、各学校1回の派遣とする。原則として7月～12月の間に実施する。
- ③ 中堅研の研究授業における要請は1人2回とする。そのうち1回（教科）に指導主事等を派遣し、1回（道徳または特別活動）は、当該市町教育委員会指導主事等が対応する。なお、原則として9月～12月の間に実施する。
- ④ 校内研修の代表授業は、原則として経年研修対象者以外の本務教諭が行うものであるが、経年研修対象者の増加等の事由により、教職5年経験者研修（以下5年研）及び中堅研対象者については、下記のア、イの条件を付した上で授業者とすることを可とする。
 - ア 5年研対象者が授業者となる場合
授業者に対して、校長、教頭、主幹教諭が5年研としての指導助言を行う場を設定すること。
 - イ 中堅研対象者が授業者となる場合
個人研究テーマと校内研究テーマの整合性があること。且つ、授業者に対して、指導主事等が中堅研としての指導助言を行う場を設定すること。
- ⑤ 校内研修や中堅研は、校長又は教頭が必ず参加できる日程を調整し要請する。
- ⑥ 教育事務所は、学習指導要領や県学力向上推進の取組等に関する内容（総括及び各教科）の動画をオンデマンド配信する。各学校は、配信された動画を年度当初に視聴し、内容を共通理解したうえで授業実践に活かす。
- ⑦ 研究指定校等においては、島尻教育事務所指導主事が適宜訪問する。
- ⑧ 要請された教科については、授業改善アドバイザー、指導主事補を派遣する場合がある。
- ⑨ 生徒指導の充実（いじめ防止対策推進法に則った取組、不登校対応、危機管理等）のため、校内研修において、指導主事を要請することができる。

(2) 小学校（本島内）

令和4年度の要請訪問の持ち方は、以下のとおりとする。

教科による代表授業（任意）

（1回のみ要請できる）

《共通確認事項》

- ア 教科による代表授業を1回のみ要請することができる。
- イ 指導主事等1名の派遣を原則とする。
- ウ 授業研究会では、校内研究テーマ又は学習指導要領に沿った課題を設定し協議の場を設ける。
- エ 指導助言の時間は原則として20分程度とする。
- オ 授業づくり及び指導案作成にあたっては次の資料を参考にする。
 - ・「学習指導要領 解説」
 - ・『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料
 - ・島尻教育事務所配信の動画等（配信：5月～12月）
- カ 授業づくり及び指導案作成に関する相談については、教科担当指導主事が適宜対応する。
- キ 要請に対応できない場合、島尻教育事務所調整することもある。

(3) 中学校 (本島内)

① 令和4年度の要請訪問の持ち方は、以下のとおりとする。

教科総合訪問〔国語・数学・外国語・道徳を含む複数教科〕(必須) ＋ 教科研修〔教科総合訪問で要請していない教科〕(任意)
--

<p>《共通確認事項》</p> <p>ア 本島内の中学校では、原則として教科総合訪問を要請する。(必須)</p> <p>イ 教科総合訪問では複数教科の授業を設定する。</p> <p>ウ 教科総合訪問とは別に必要がある場合には、教科研修を要請することができる。(任意)</p> <p>エ 授業づくり及び指導案作成にあたっては下記を参考にする。</p> <ul style="list-style-type: none">・「学習指導要領 解説」・『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料・事前研修の動画等 <p>オ 授業づくり及び指導案作成に関する相談については、教科担当指導主事が適宜対応する。</p> <p>カ 要請に対応できない場合、島尻教育事務所で調整することもある。</p> <p>《教科総合訪問の場合》</p> <p>キ 複数教科を同一日に要請する。なお、国語・数学・外国語・道徳の4教科は必ず要請する。</p> <p>ク 原則として、5校時に公開授業、6校時に各教科部会、その後全体会を設ける。</p> <p>ケ 要請をしない教科担当の職員も各部会に割り振り、全員参加の研修とする。</p> <p>コ 各教科部会では、校内研究テーマ又は学習指導要領に沿った課題を設定し協議の場を設ける。教科部会の時間は50分程度とする。そのうち、指導助言の時間は原則として20分程度とする。</p> <p>サ 全体会は、各教科部会で話し合われた内容を共有する場とする。</p> <p>シ 全体会の指導助言の時間は原則として20分程度とし、本地区の現状や学習指導要領の着実な実施に向けた内容とする。</p> <p>《教科研修の場合》</p> <p>ス 教科総合訪問で要請していない教科について要請することができる。</p> <p>セ 原則として、5校時に公開授業、6校時以降に教科部会を設ける。</p> <p>ソ 教科部会では、校内研究テーマ又は学習指導要領に沿った課題を設定し協議の場を設ける。教科部会の時間は50分程度とする。そのうち、指導助言の時間は原則として20分程度とする。</p>
--

② 教科総合訪問、教科研修ともに指導案の検討を教科担当全員で行う。指導案検討会の様子を、指導案検討会記録様式5(下表参照)で作成し、指導案に添付する。

回	令和 年 月 日 ()	記録【 】
参加者		
協議内容		
次回検討事項		
回	令和 年 月 日 ()	記録【 】
参加者		

(4) 離島校・大度分校

① 離島小中学校及び大度分校は、原則として小中各1回まで派遣できる。ただし、下記の「離島校訪問」該当校は訪問時に対応する。

「離島校訪問」該当校

令和4年度		令和5年度	
渡嘉敷小中学校	阿波連小学校	座間味小中学校	栗國小中学校
久高小中学校	渡名喜小中学校	阿嘉小中学校	慶留間小中学校

- ② 校内研修は代表授業と授業研究会を行う。その際、課題解決に向けたワークショップ等を位置づける。また、指導助言の時間は20分程度とする。
- ③ 小中学校の共通した課題（総合的な学習の時間、道徳の時間、特別活動、キャリア教育等）について小中合同で校内研修を実施する場合は、1回としてカウントし要請する。
- ④ へき地の特性に係る要請（複式指導や合同学習、集合学習のあり方、へき地教育連盟の課題に係る研究）はセンターの出前講座を活用すること。

3 要請方法

○各学校は、指導主事要請計画書（様式1：エクセルファイル）を作成し提出する。

4 要請の流れ

教育事務所は、各学校等からの指導主事要請計画書を基に日程等の調整をし、最終決定する。そのうえで、各学校・市町村教育委員会あて通知する。その後、各校種において以下のとおり、要請を行う。

(1) 小学校（本島内）

- ① 様式2-1（本島用）を作成し、研修日2週間前までに提出する。
- ② 研修日1週間前に指導案を提出する。

(2) 中学校（本島内）

- ① 教科研修の場合は様式2-1（本島用）を作成し、研修日2週間前までに提出する。
- ② 教科総合訪問の場合は、様式2-2（教科総合訪問用）を作成し、当日の具体的な日程等の資料を添えて、研修2週間前に提出する。
- ③ 研修日1週間前に指導案を提出する。
- ④ 様式5（指導案検討会記録）を作成し、指導案に添付する。

(3) 離島校・大度分校

- ① 様式2（離島・大度分校用）を作成し研修日2週間前までに提出する。
- ② 研修日1週間前に指導案を提出する。

(4) 中堅教諭等資質向上研修

- ① 様式3を作成し、研修日2週間前までに提出する。
- ② 研修日1週間前に指導案を提出する。

(5) 島尻中学校研修推進の日に係る要請

- ① 各教科の世話役が教科担当主事と直接電話で交渉し日程調整を行う。
- ② 日程が確定次第、様式4を作成し研修日2週間前に提出する。
- ③ 授業研究会を開催する場合は、研修日1週間前には指導案を提出する。

5 要請への提出書類

研修の種類	4月末	5月末決定書送付→要請訪問前の申請書と指導案の提出			
	要請計画書	申請書と提出期限		指導案提出期限	備考欄
(1) 小学校	様式1-1	様式2-1：研修日2週間前		研修日1週間前	
(2) 中学校	様式1-2	教科総合訪問	様式2-2：研修日2週間前	研修日1週間前	様式5を指導案に添付
		教科研修	様式2-1：研修日2週間前	研修日1週間前	様式5を指導案に添付
(3) 離島・分校	様式1-3	様式2-3：研修日2週間前		研修日1週間前	
(4) 中堅研	様式1	様式3：研修日2週間前		研修日1週間前	要請計画は(1)(2)(3)と同一用紙に記入
(5) 研修の日		様式4：研修日2週間前		研修日1週間前	

【補足資料】令和4年度 指導主事要請訪問について

島尻教育事務所

1 要請訪問決定までの流れ

≪島尻教育事務所≫ 実施要項等の送付（3月中旬） ※4月初旬にも再送

↓

≪各小中学校≫ 「様式1」に必要事項を記入の上、事務所担当者まで電子データで提出【提出〆切 4月22日（金）】
※「様式1」は島尻教育事務所HPからもダウンロード可能

↓

≪島尻教育事務所≫ ① 対応可能な期日、要請訪問の研究テーマ等を基に日程調整
※必要に応じて各学校へ実施期日等の調整
② 指導主事補等との日程調整（5月17日 指導主事補等研修会）
③ 「指導主事要請訪問実施計画書」により 5月31日（火）までに
通知 ※指導主事補等が所属する学校へは派遣依頼を送付

↓

≪各学校・市町村教育委員会≫ 要請訪問実施 7月5日（火）～

2 要請訪問実施までの手続き

(1) 提出書類

≪訪問2週間前までに提出≫ ① 指導主事派遣要請書（様式2、3、4）
② 年間指導計画（単元計画でも可）
③ 校内研究テーマの設定理由がわかる資料

≪訪問1週間前までに提出≫ ④ 学習指導案等
⑤ 指導案検討会記録（中学校のみ）（様式5）

(2) 提出方法

- ① 提出は公印入りの要請書に鑑を添えてPDFに変換し、指定の共有ドライブ内のフォルダに提出する。提出した旨を島尻教育事務所担当までメールにて報告する。
- ② 指導主事補や授業改善アドバイザー、市町村教育委員会指導主事等の対応がある場合は、事務所に提出されたものを事務所担当がメールにて送付する。
- ③ 指導案の提出方法も上記と同様とする。

3 要請書（様式1）の作成について

(1) 記入について

- ① 校内研や教科研、中堅研ともに同一用紙に記入する。
- ② 要請の計画がない場合も「なし」と記入し提出する。
- ③ 教育センター主事の派遣を依頼する場合は各学校で対応する。
- ④ 計画は7月5日（火）以降のものを記入する。

(2) 対応ができない日程について

- ① 校長・教頭等研修会
- ② 総合訪問（予備日を含む）
- ③ 事務所全指導主事対応の事業がある日等

【対応不可の日程】

- 7月…6日（水）
8月…1日（月）
9月…9日（金）、28日（水）、29日（木）
10月…6日（木）、7日（金）、17日（月）、26日（水）
11月…9日（水）、10日（木）、11日（金）、16日（水）、17日（木）、18日（金）、
28日（月）、29日（火）
12月…6日（火）、19日（月）

令和4年度 指導主事要請訪問【令和3年度からの主な変更点】

県教育庁島尻教育事務所

	令和3年度	↑	令和4年度
小中学校共通			<ul style="list-style-type: none"> ○ 校内研修（小学校の代表授業、中学校の教科総合訪問）については、1回の派遣とする。原則として7月～12月の間に実施する。 ○ 教育事務所は、学習指導要領や県学力向上推進の取組等に関する内容（総括及び各教科）の動画をオンデマンド配信する。各学校は、配信された動画を年度当初に視聴し、内容を共通理解したうえで授業実践に活かす。 ○ 授業づくり及び指導案作成にあたっては次の資料を参考にする。 <ul style="list-style-type: none"> ・「学習指導要領 解説」 ・「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」 ・島尻教育事務所配信の動画等（配信：5月～12月） ○ 授業づくり及び指導案作成に関する相談については、教育事務所の教科担当指導主事が適宜対応する。
小学校（本島内）	○ 指導案は、学習指導要領に沿った「目標」及び「指導と評価の一体化」を意識して作成する。	【追加】	○ 教科による代表授業（ 1回のみ 要請できる）
中学校（本島内）		【追加】	○ 教科研修（任意）は、教科総合訪問で要請していない教科について要請することができる。
離島校・大度分校	○ 教科研修の場場合は指導案の検討を教科担当全員で行い、指導案検討会記録(吉敷5)を作成して指導案に添付する。	【変更】	○ 教科総合訪問、教科研修ともに 指導案の検討を教科担当全員で行い、指導案検討会記録(様式5)を作成して指導案に添付する。
要請訪問実施までの手続き	○ 離島小中学校及び大度分校は、原則として小中各1回まで派遣できる。ただし、 総合訪問 該当校は訪問時に対応する。	【変更】	○ 離島小中学校及び大度分校は、原則として小中各1回まで派遣できる。ただし、「 離島校訪問 」該当校は訪問時に対応する。
	○ 提出書類 《訪問2週間前までに提出》 ①指導主事派遣要請書 ②年間指導計画 ③校内研究テーマの設定理由がわかる資料 ④学校デザインシート ⑤学力向上推進フォローシート	【変更】	○ 提出書類 《訪問2週間前までに提出》 ①指導主事派遣要請書 ②年間指導計画 ③校内研究テーマの設定理由がわかる資料
	○ 提出方法 公印入りの要請書に鑑を添えて PDF に変換し、 教育事務所担当までメールにて提出 する。	【変更】	○ 提出方法 公印入りの要請書に鑑を添えて PDF に変換し、 指定の共有ドライブ内のフォルダに提出 する。 提出した旨を島尻教育事務所担当までメールにて報告 する。